

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金事業

低所得世帯支援給付金

(住民税均等割のみ課税世帯)のご案内

低所得世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税されている世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円 ※1回限り

支給対象世帯

下記の要件をすべて満たす世帯が対象です

※前回給付金(7万円)の支給を受けた世帯は対象になりません

基準日(令和5年12月1日)時点で桜川市に住民登録がある世帯

令和5年度「**住民税均等割のみ課税者**」または
「**住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者**」

で構成されている世帯

(世帯全員が住民税均等割が課税されている者から扶養を受けている場合は対象外)

令和5年中に
転入した者がいない

世帯の中に令和5年1月2日以降に
転入した者がいる

確認書が届きますので、内容を
確認しご提出ください

給付金の支給を受ける方は、本人
確認書類・口座を確認できるものを
添付ください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

市役所窓口もしくは、ホームページより申請書を受取り、必要書類
を添えて提出してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 確認書が届いた世帯

- 中身を確認して、**確認書を返送してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないか
- ③住民税均等割が課税されている方の扶養家族のみの世帯ではないこと

- 受取口座情報をご記入の上、**口座確認書類（通帳やキャッシュカード）、本人確認書類（マイナンバーカード表面など）**のコピーを添付し、市役所へ提出してください。

- **提出期限：令和6年6月28日（金）**



II 令和5年1月2日以降に桜川市へ転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所社会福祉課に、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は桜川市ホームページからダウンロードできるほか、市役所各庁舎でも配布をいたします。
- **申請期限：令和6年6月28日（金）**



▲市ホームページ

住民税均等割のみ課税とは

- 住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。
- 前年に一定の所得があるかたは全員に一律に負担いただくのが「均等割」で、所得金額などに応じて負担いただくのが「所得割」です。
- 本給付金における「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税で、「所得割」が非課税のかたです。
- 住民税は、その年の1月1日現在において居住する住所地で課税されます。

※「均等割」が非課税のかたへの給付金は既に実施済みです。（令和6年4月30日まで）

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

桜川市役所 社会福祉課（岩瀬第2庁舎）臨時特別給付金窓口

0296-73-6635 受付時間 平日9:00~17:00